

令和4年度 医師・看護職員確保対策事業 PR 版
(医療政策課医療人材確保係が実施する新規・拡充事業のみ抜粋)

(括弧書きは前年度予算額)

1. 医師確保対策事業

- (1) 【拡充】 滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業
- (2) 【拡充】 病院勤務環境改善支援事業
- (3) 《新規》 産科医確保研修資金・研究資金貸付事業

2. 看護職員確保対策事業

- (1) 【拡充】 認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業
- (2) 《新規》 特定行為研修周知・活用促進事業
- (3) 《新規》 認定看護師資質向上検討事業
- (4) 《新規》 外国人看護師候補者就労支援事業
- (5) 【拡充】 ナースセンター事業
- (6) 【拡充】 病院内保育所運営費補助事業
- (7) 【拡充】 看護職員等確保対策協議会
- (8) 《新規》 看護の魅力！情報発信事業
- (9) 《新規》 看護職員実態調査事業
- (10) 《新規》 看護職員等処遇改善事業

1. 医師確保対策事業

(1)【拡充】滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業

49,255 千円 (44,280 千円)

委託

属性 : 委託事業

委託先 : 滋賀医科大学

<事業概要>

県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた滋賀県医師キャリアサポートセンターがコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医療法に基づく各種医師確保対策を実施する。

<昨年度からの変更点>

滋賀県医師キャリアサポートセンターの知名度向上を目的として、新たにホームページを作成。

(2)【拡充】病院勤務環境改善支援事業

104,925 千円(96,570 千円)

補助

属性 : 補助事業

補助先 : 対象医療機関を 58 病院に拡充 (前年度 46 病院)

<事業概要>

県内病院において勤務する医療従事者の確保・定着を目的として、病院が実施する勤務環境改善に資する事業に要する経費の一部を助成。

<昨年度からの主な変更点>

- ・補助対象経費④⑤を新設。
- ・基準額の上限を事業ごとの金額ではなく、複数事業の合計金額に変更。

<補助対象経費>

- ①産育休や宿日直免除のための代替職員の人件費
- ②医師事務作業補助者の人件費
- ③看護補助者の人件費
- ④勤務環境改善に資する研修に係る経費 **新設**
- ⑤業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する ICT システムの導入や設備、備品整備に係る経費 **新設**

⑥勤務医の労働時間短縮に向けた取組として、一定の要件を満たす医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に係る経費

<基準額> ①～⑤の合計で 11,140 千円、⑥最大使用病床数×133 千円
(ただし、④⑤の合計額は上限 4,000 千円まで)

<補助率> 1/2

(3)《新規》産科医確保研修資金・研究資金貸付事業

7,800 千円(0 千円)

貸付

属性：貸付金

対象：以下のとおり

<事業概要>

県内における産科医の確保・定着を図るため、産婦人科専門医の取得を目指す専攻医および新たに滋賀県内の分娩取扱医療機関で勤務を開始する産婦人科専門医に対し、一定期間以上県内で診療業務に従事することを返還免除条件とする研修・研究資金を貸与する。

①研修資金貸付金（専攻医 1 年目向け）

対象者：令和 4 年度から産婦人科の専門研修を開始する医師
(専門研修 1 年目に限る)

貸与金額：年額 2,400 千円

貸与期間：3 年

義務年限：5 年

②研究資金貸付金（専門医向け）

対象者：新たに滋賀県内の分娩取扱医療機関で勤務を開始する産婦人科専門医（直前の勤務先が県外の者に限る）

貸与金額：年額 3,000 千円

貸与期間：3 年

義務年限：5 年

2. 看護職員確保対策事業

(1)【拡充】認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業

17,079 千円 (9,921 千円)

補助

属性 : 補助事業

補助先 : 県内各医療機関・訪問看護ステーション

<事業概要>

在宅に関連する分野の認定看護師の資格取得や特定行為研修の受講費用の一部を助成する。

<昨年度からの変更点>

- ・令和4年度から、緩和ケアおよび糖尿病看護を補助対象分野として追加。
- ・感染管理のみ基準額および補助率を別に設定。

<補助対象経費>

- ①病院等における看護職員を、在宅療養を支える分野（摂食嚥下障害看護、脳卒中看護、呼吸器疾患看護、心不全看護、腎不全看護、精神科認定看護、皮膚・排泄ケア、感染管理、緩和ケア、糖尿病看護）の認定看護師教育課程の受講に要する経費（入学金および受講料）。
- ②病院等における看護職員が特定行為研修を受講する際に要する経費（入学金および受講料）
- ③特定行為研修を受講する訪問看護ステーションの代替職員雇用経費

<基準額>①800 千円（感染管理のみ 1,000 千円）

②800 千円

③400 千円

<補助率>①1/2（感染管理のみ 2/3）

②③1/2

(2) 《新規》 特定行為研修周知・活用促進事業

3,200 千円(0 千円)

補助

属性 : 補助事業
補助先 : 滋賀医科大学

<事業概要>

特定行為研修修了者(特定看護師)の活動の推進と、県内看護職への特定行為研修受講者増加のため、研修制度の周知のための広報、研修制度の概要、施設での活用など研修修了後の活動等に関する啓発にかかる費用の一部を助成する。

<補助率> 2/3

(3) 《新規》 認定看護師資質向上検討事業

354 千円 (0 千円)

その他

属性 : その他 (会議開催)

<事業概要>

少子高齢化が進み、地域で求められる医療機能も「病院完結型医療」から「地域完結型医療」へと変化しつつあり、医療の高度化や専門化に伴い認定看護師の活動の場も増えている。今後は全体的に質の高い効率的な医療提供体制の整備を推進する必要があるため、現場で活躍する現役の認定看護師等が集まり、次世代を担う認定看護師の資質向上および新規養成について協議する場を新たに設ける。

(4) 《新規》 外国人看護師候補者就労支援事業

695 千円 (0 千円)

補助

属性 : 補助事業
補助先 : 経済連携協定 (EPA) に基づき入国する外国人候補者の受入施設

<事業概要>

経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入が実施できるよう、以下の経費に対し助成を行う。

<補助対象経費>

①日本語習得支援事業

外国人看護師候補者の日本語能力の向上を目的として日本語学校等への就学や日本語講師の招聘を行う場合に要する経費に対し助成を行う。

②就労研修支援事業

外国人看護師候補者の国家資格取得を目的として研修を行う場合に要する経費に対し助成を行う。

<基準額> ①候補者1人あたり 117 千円

②1か所あたり 461 千円

<補助率> 10/10

(5)【拡充】ナースセンター事業

46,938 千円 (41,325 千円)

委託

属性 : 委託事業

委託先 : 滋賀県看護協会

<事業概要>

看護師等の人材確保の促進に関する法律に則り、都道府県ナースセンターを設置し、以下の業務を委託事業として行う。

①無料職業紹介

②再就業コーディネーター配置事業 **内容拡充**

③看護の魅力普及事業 **内容拡充**

④看護職員確保定着促進事業

⑤リスタートナース応援事業

⑥サポートナース事業 **新設**

⑦看護補助者研修会事業 **新設**

⑧ナースセンター運営委員会

⑨看護職員需要調査（病院・訪問看護ステーション対象）

<昨年度からの変更点>

- ・内容拡充：再就業の相談回数増、魅力普及事業の対象に小学生・中学生を追加、就職説明会の回数増
- ・新設：しがサポートナースプロジェクト事業、看護補助者研修会事業

(6)【拡充】病院内保育所運営費補助事業

100,500千円(83,760千円)

補助

属性：補助事業

補助先：県内病院

<事業概要>

病院内保育所の運営を実施する病院に対し、保育施設の運営に要する経費(人件費)に対し助成を行う。(ただし、保育施設において保育に従事する者のうち保育士の資格を有する者の数が3分の1以上であり、1日あたり8時間以上の保育を行っているものとする。)

※病院が委託により病院外に保育所を設置している場合も対象。

※滋賀県病院事業庁が設置する病院は補助対象外。

<昨年度からの変更点>

- ・院内保育所欠損額(保育料収入－保育所運営にかかる支出額)から算出した偏差値に基づく調整率を撤廃。
- ・補助対象となる保育士資格を持つ職員数を2名以上から1名以上に拡大。
- ・基準額を2段階から6段階へ細分化。

<基準額>

保育士資格を持つ職員数	基準額
1人	1,500,000円
2人	3,000,000円
3人	4,500,000円
4人	6,000,000円
5人	7,500,000円
6人以上	9,000,000円

※保育士資格を持つ職員数は、以下のとおり算出します。

常勤職員の人数 + 非常勤職員の人数(常勤換算値)

= 保育士資格を持つ職員数(ただし、少数点以下切り捨て)

<補助率> ①公立・地方独立行政法人・国立大学法人病院…1/3

②公的病院…1/2

③民間病院…2/3

(7)【拡充】看護職員等確保対策協議会

1,646 千円 (589 千円)

その他 属性：その他（会議開催）

<事業概要>

医療、福祉、看護師等養成所、就労、行政など各関係機関が課題を共有し、一体となって、看護職員等の確保対策を推進することを目的として、看護職員等確保対策推進協議会を設置する。

今年度は、ワーキンググループを開催し、潜在看護職の復職はじめ看護職の確保・定着・育成等効果的・効率的な施策の検討を行う。また甲賀圏域でのワーキングにて圏域内での人材確保について、関係機関が連携協働できる関係構築のために、これまで構築されてきた地域での集まりを活用し、会議を開催する。

(8)《新規》看護の魅力！情報発信事業

10,340 千円 (0 千円)

委託 属性：委託事業
委託先：民間業者（プロポーザル入札により決定）

<事業概要>

看護職を目指す学生の新規開拓をはじめとする看護職員の確保を目的とし、滋賀県の看護職の多様な働き方や、県内で看護職として働くことの魅力等について、各種ガイドブックやPR動画を制作する。

- ①看護職の多様な働き方紹介ガイドブック（完全版、ダイジェスト版、小中学生版）の制作
- ②その他ガイドブックの制作
 - 1) 看護職のための病院ガイドブック
 - 2) 看護職員養成施設進学ガイドブック
- ③看護職PR動画の制作

(9)《新規》看護職員実態調査事業

9,500 千円 (0 千円)

委託

属性 : 委託事業

委託先 : 民間業者 (一般競争入札により決定)

<事業概要>

第8次保健医療計画の策定へ向け、現場で働く看護職等の勤務環境や就業に関する思い等を把握するため、看護職員や潜在看護職、看護学生、看護補助者等へアンケート調査を実施する。

(10)《新規》看護職員等処遇改善事業

309,203 千円(0 千円)

補助

属性 : 補助事業

補助先 : 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数
200 件/年 (令和2年度) 以上の医療機関等

<事業概要>

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員(保健師、助産師、看護師および准看護師をいう。以下同じ。)等を対象に、賃金改善を行う対象医療機関に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

<補助額>

賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値(見込み)×8(賃金改善実施期間の月数)×4,660円(4000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)。ただし賃金改善実施期間終了後、下記①②の額が上記金額下回る場合は、その金額とする。

①賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の総数(実績値)×4,660円(4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)。

②賃金改善実施期間において、実際に対象看護職員等の賃金改善および当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費

※常勤の看護職員の常勤換算数は1とする。常勤ではない看護職員の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。